三調発第１７３号
令和６年３月１日

会　員　各位

三重県土地家屋調査士会
会 長　川井　一浩

研修実施要領の一部改正について（お知らせ）

平素は当会の活動に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和６年２月２１日開催の理事会において、「三重県土地家屋調査士会研修実施要領」の「別紙１・単位付与に関する運用基準」並びに同「別紙２・研修講師謝礼金支給基準」が一部改正されましたので、別添のとおりお知らせいたします。

主な改正点

「別紙 1:単位付与に関する運用基準」

出席された会員の方が研修会に遅刻･早退された場合の単位付与について、出席時間に応じて単位付与が可能なように改正しました。また研修会当日欠席した際に後日録画されたデータを視聴された場合の単位付与について、単位付与の認定基準を改正しました。

「別紙 2:研修講師謝礼金支給基準」

宿泊費の支給に関する規定がなかったため、改正しました。

三重県土地家屋調査士会研修実施要領

【別紙１】単位付与に関する運用基準の一部改正（新旧対照表）

【改正後】	【現行】
第１　単位の取扱い	
１.本会は、三重県土地家屋調査士会研修実施要領（以下「実施要領」という。）第２の２.による通信研修を除く研修会を受講した会員に対して、次により単位を付与する。 （１）研修時間１時間につき１単位。ただし、１時間に満たない端数が生じた場合、３０分以上の端数に対しては０．５単位を加算する。を原則とする。 （２）複数のテーマを設定して行う研修会について、テーマごとに前号の基準を適用することができるほか研修内容により単位設定をする事が出来る。 （３）研修会を実施する者が指定する遅刻・早退を認めない研修会については、その研修会に遅刻した会員及びその研修会を中途退席した会員に対しては、単位を付与しない。	１．本会は、三重県土地家屋調査士会研修実施要領（以下「実施要領」という。）第２の２．による通信研修を除く研修会を受講した会員に対して、次により単位を付与する。 （１）研修時間１時間につき１単位。ただし、１時間に満たない端数が生じた場合、３０分以上の端数に対しては０．５単位を加算する。を原則とする。 （２）複数のテーマを設定して行う研修会について、テーマごとに前号の基準を適用することができるほか研修内容により単位設定をする事が出来る。 （３）研修会に遅刻した会員及び研修会を中途退席した会員に対しては単位を付与しない。
２.実施要領第２の２.の通信研修とは、郵送、インターネット、記録媒体等の通信手段を用いて会員に研修課題等を配布伝達する方法によって実施する研修とし、通信研修を受講した会員に対して、次により単位を付与する。 （１）会員がこれを実施した者の指定する方法により当該研修を終えた場合、実施要領第２の２、（１）については実施する者において、同（２）については本会におい	２．実施要領第２の２．の通信研修とは、郵送、ファクシミリ等の通信手段を用いて会員に研修課題等を配布伝達する方法によって実施する研修とし、本会は、会員がこれを実施した者の指定する方法により当該研修を終えた場合、実施要領第２の２、（１）については実施する者において、同（２）については本会において、１.の取り扱いを基準として定めた単位をそれぞれ付与する。

て、１．の取り扱いを基準として定めた単位をそれぞれ付与する。 （２）会員が通信研修により研修を受講し、実施した者の指定する方法により当該研修を終えた確認ができない場合、連合会ＣＰＤポイントの認定基準に準じて、連合会ポイントと同数の単位を付与することができる。	（新設）
３．本会は、実施要領第２の２．に定める単位付与の対象となる研修会において講義形式による研修の講師を務めた会員に対して、次により単位を付与する。 （１） 講義時間１時間につき２単位を付与する。ただし、１時間に満たない端数が生じた場合、３０分以上の端数に対しては、１単位を加算して付与する。を原則とする。 （２）複数のテーマを設定して行われる研修会について、これを受講する会員に対して１．（２）によりテーマごとに １．（１）の基準が適用される場合は、テーマごとに前号の基準を適用し、研修内容により単位を付与する事が出来る。 ４．本会は、実施要領第２の２．の通信研修を行うため、その研修課題等の作成に従事した会員に対し、２．により定めた単位と同一の単位を付与することができる。	３．本会は、実施要領第２の２．に定める単位付与の対象となる研修会において講義形式による研修の講師を務めた会員に対して、次により単位を付与する。 （１） 講義時間１時間につき２単位を付与する。ただし、１時間に満たない端数が生じた場合、３０分以上の端数に対しては、１単位を加算して付与する。を原則とする。 （２）複数のテーマを設定して行われる研修会について、これを受講する会員に対して１． （２）によりテーマごとに １．（１）の基準が適用される場合は、テーマごとに前号の基準を適用し、研修内容により単位を付与する事が出来る。 ４．本会は、実施要領第２の２．の通信研修を行うため、その研修課題等の作成に従事した会員に対し、２．により定めた単位と同一の単位を付与することができる。
第２　単位付与の手続き １．実施要領第２の２．(1) により行う研修のうち、次に掲げる研修に参加した会員の単位の付与については、当該会員の申請を要	第２　単位付与の手続き １．実施要領第２の２．(1) により行う研修のうち、次に掲げる研修に参加した会員の単位の付与については、当該会員の申請を要

しないものとする。 （1）土地家屋調査士会が行う研修会又は通信研修 （2）土地家屋調査士会が連合会又はブロック協議会との共催により行う研修会又は通信研修 2．実施要領第2の2．(1) により行う研修のうち、次に掲げる研修に参加した会員の単位の付与については、これを実施した者からの当該会員の所属する土地家屋調査士会への報告によるものとし、当該会員の申請を要しないものとする。 （1）連合会もしくはブロック協議会が行う研修会又は通信研修 （2）他の土地家屋調査士会が行う研修会又は通信研修 3．実施要領第2の2．（2）に該当する研修会又は通信研修に参加したことによる会員への単位の付与は、当該会員の申請によるものとする。（様式1、様式2）ただし、支部主催の場合は支部長が様式Aにより申請を行う。参加会員からの申請は認めないものとする。 4．会員が本基準第1の3．に定める単位付与の対象となる研修会の講師を務めた場合の単位付与の手続きは、1．ないし3．の要領を準用する。 5．会員が本基準第1の4．に定める通信研修を行うために研修課題等の作成に従事した会員に対する単位付与の手続きは、1．ないし3．の要領を準用する。	しないものとする。 （1）土地家屋調査士会が行う研修会又は通信研修 （2）土地家屋調査士会が連合会又はブロック協議会との共催により行う研修会又は通信研修 2．実施要領第2の2．(1) により行う研修のうち、次に掲げる研修に参加した会員の単位の付与については、これを実施した者からの当該会員の所属する土地家屋調査士会への報告によるものとし、当該会員の申請を要しないものとする。 （1）連合会もしくはブロック協議会が行う研修会又は通信研修 （2）他の土地家屋調査士会が行う研修会又は通信研修 3．実施要領第2の2．（2）に該当する研修会又は通信研修に参加したことによる会員への単位の付与は、当該会員の申請によるものとする。（様式1、様式2）ただし、支部主催の場合は支部長が様式Aにより申請を行う。参加会員からの申請は認めないものとする。 4．会員が本基準第1の3．に定める単位付与の対象となる研修会の講師を務めた場合の単位付与の手続きは、1．ないし3．の要領を準用する。 5．会員が本基準第1の4．に定める通信研修を行うために研修課題等の作成に従事した会員に対する単位付与の手続きは、1．ないし3．の要領を準用する。

三重県土地家屋調査士会研修実施要領

【別紙２】研修講師謝礼金支給基準の一部改正（新旧対照表）

【改正後】	【現行】
第１(目的) この基準は、三重県土地家屋調査士会研修規則(以下「規則」という。)第４条に基づき本会が行う研修(以下「研修」という。)に招請した講師に対する規則第６条に基づく謝礼金の支給に関し、その適切な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。	第１(目的) この基準は、三重県土地家屋調査士会研修規則(以下「規則」という。)第４条に基づき本会が行う研修(以下「研修」という。)に招請した講師に対する規則第６条に基づく謝礼金の支給に関し、その適切な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。
第２(講師の定義) この基準を適用する講師とは、研修を実施する者の依頼を受けて、研修において特定のテーマに関する一定時間の講義を行う者を指す。	第２(講師の定義) この基準を適用する講師とは、研修を実施する者の依頼を受けて、研修において特定のテーマに関する一定時間の講義を行う者を指す。
第３(謝礼金の額) 講師に対する謝礼金の額は、講師の区分に応じて、それぞれ１時間につき次の額とする。１時間を超える場合は、３０分ごとにこの額の５割ずつを加算するものとする。ただし、各講師の講義に要する資料費については研修を実施する者が決定し、別途支給することができる。 (1)　外部講師　金５万円以内 (2)　土地家屋調査士会員　金３万円以内 ２　前項にかかわらず、シンポジウム等同一時間帯に複数で登壇する場合の謝礼金の額は、次のとおりとする。 (1)　シンポジウム等登壇者が複数の場合	第３(謝礼金の額) 講師に対する謝礼金の額は、講師の区分に応じて、それぞれ１時間につき次の額とする。１時間を超える場合は、３０分ごとにこの額の５割ずつを加算するものとする。ただし、各講師の講義に要する資料費については研修を実施する者が決定し、別途支給することができる。 (1)　外部講師　金５万円以内 (2)　土地家屋調査士会員　金３万円以内 ２　前項にかかわらず、シンポジウム等同一時間帯に複数で登壇する場合の謝礼金の額は、次のとおりとする。 (1)　シンポジウム等登壇者が複数の場合

は、前項に定める額の８割以内 ３　謝礼金の額は１、２の範囲内で正副会長の協議により決定する。 第４（旅費および宿泊費の支給） 講師の住所地から研修会場までの往復の旅費および宿泊費は、実費もしくは車代、宿泊費として、謝礼金とは別に支給する。なお、車代として支給する場合、その金額は研修を実施する者が決定する。宿泊費の金額は本会旅費規程を基準とし、研修を実施する者が決定する。	は、前項に定める額の８割以内 ３　謝礼金の額は１、２の範囲内で正副会長の協議により決定する。 第４（旅費の支給） 講師の住所地から研修会場までの往復の旅費は、実費もしくは車代として、謝礼金とは別に支給する。なお、車代として支給する場合、その金額は研修を実施する者が決定する。

【別紙１】

単位付与に関する運用基準

第１　単位の取扱い

１．本会は、三重県土地家屋調査士会研修実施要領（以下「実施要領」という。）第２の２.による通信研修を除く研修会を受講した会員に対して、次により単位を付与する。

（１）研修時間１時間につき１単位。ただし、１時間に満たない端数が生じた場合、30分以上の端数に対しては0.5単位を加算する。を原則とする。

（２）複数のテーマを設定して行う研修会について、テーマごとに前号の基準を適用することができるほか研修内容により単位設定をする事が出来る。

（３）研修会を実施する者が指定する遅刻・早退を認めない研修会については、その研修会に遅刻した会員及びその研修会を中途退席した会員に対しては、単位を付与しない。

２．実施要領第２の２.の通信研修とは、郵送、インターネット、記録媒体等の通信手段を用いて会員に研修課題等を配布伝達する方法によって実施する研修とし、通信研修を受講した会員に対して、次により単位を付与する。

（１）会員がこれを実施した者の指定する方法により当該研修を終えた場合、実施要領第２の２、（１）については実施する者において、同（２）については本会において、１.の取り扱いを基準として定めた単位をそれぞれ付与する。

（２）会員が通信研修により研修を受講し、実施した者の指定する方法により当該研修を終えた確認ができない場合、連合会ＣＰＤポイントの認定基準に準じて、連合会ポイントと同数の単位を付与することができる。

３．本会は、実施要領第２の２.に定める単位付与の対象となる研修会において講義形式による研修の講師を務めた会員に対して、次により単位を付与する。

（１）講義時間１時間につき２単位を付与する。ただし、１時間に満たない端数が生じた場合、30分以上の端数に対しては、１単位を加算して付与する。を原則とする。

（２）複数のテーマを設定して行われる研修会について、これを受講する会員に対して１.（２）によりテーマごとに１.（１）の基準が適用される場合は、テーマごとに前号の基準を適用し、研修内容により単位を付与する事が出来る。

４．本会は、実施要領第２の２.の通信研修を行うため、その研修課題等の作成に従事した会員に対し、２.により定めた単位と同一の単位を付与することができる。

第２　単位付与の手続き

１．実施要領第２の２.（１）により行う研修のうち、次に掲げる研修に参加した会員の単位の付与については、当該会員の申請を要しないものとする。

（１）土地家屋調査士会が行う研修会又は通信研修

（２）土地家屋調査士会が連合会又はブロック協議会との共催により行う研修会又は通信研修

２．実施要領第２の２.（１）により行う研修のうち、次に掲げる研修に参加した会員の単位の付与については、これを実施した者からの当該会員の所属する土地家屋調査士会への報告によるものとし、当該会員の申請を要しないものとする。

（１）連合会もしくはブロック協議会が行う研修会又は通信研修

（２）他の土地家屋調査士会が行う研修会又は

通信研修

3．実施要領第２の２．（２）に該当する研修会又は通信研修に参加したことによる会員への単位の付与は、当該会員の申請によるものとする。（様式１、様式２）ただし、支部主催の場合は支部長が様式Ａにより申請を行う。参加会員からの申請は認めないものとする。

4．会員が本基準第１の３.に定める単位付与の対象となる研修会の講師を務めた場合の単位付与の手続きは、１.ないし３.の要領を準用する。

5．会員が本基準第１の４.に定める通信研修を行うために研修課題等の作成に従事した会員に対する単位付与の手続きは、１.ないし３.の要領を準用する。

【別紙２】

研修講師謝礼金支給基準

第１（目的）

この基準は、三重県土地家屋調査士会研修規則（以下「規則」という。）第4条に基づき本会が行う研修（以下「研修」という。）に招請した講師に対する規則第6条に基づく謝礼金の支給に関し、その適切な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第２（講師の定義）

この基準を適用する講師とは、研修を実施する者の依頼を受けて、研修において特定のテーマに関する一定時間の講義を行う者を指す。

第３（謝礼金の額）

講師に対する謝礼金の額は、講師の区分に応じて、それぞれ１時間につき次の額とする。１時間を超える場合は、３０分ごとにこの額の５割ずつを加算するものとする。ただし、各講師の講義に要する資料費については研修を実施する者が決定し、別途支給することができる。

(1)　外部講師　金５万円以内

(2)　土地家屋調査士会員　金３万円以内

２　前項にかかわらず、シンポジウム等同一時間帯に複数で登壇する場合の謝礼金の額は、次のとおりとする。

(1)　シンポジウム等登壇者が複数の場合は、前項に定める額の８割以内

３　謝礼金の額は１、２の範囲内で正副会長の協議により決定する。

第４（旅費および宿泊費の支給）

講師の住所地から研修会場までの往復の旅費および宿泊費は、実費もしくは車代、宿泊費として、謝礼金とは別に支給する。なお、車代として支給する場合、その金額は研修を実施する者が決定する。宿泊費の金額は本会旅費規程を基準とし、研修を実施する者が決定する。